議案第25号

幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

幕別町都市公園等条例(昭和52年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3(第9条関係)

	区分	単位	金額	
公園施設を設置する場合		その都度町長が定める。		
公園施設を管理する場合				
電柱等	第1種電柱	1本につき1年	310円	
	第2種電柱		480円	
	第3種電柱		650円	
	第1種電話柱		280円	
	第2種電話柱		450円	
	第3種電話柱		620円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	3 円	
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	2 円	
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	270円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方	170円	
		メートルにつき		
		1年		
	変圧塔その他これに類するもの及び	1個につき1年	560円	
	公衆電話所			
	PHS無線基地局		168円	
地下埋設物	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	12円	
等	外径0.07メートル以上0.1メートル	につき1年	17円	
	未満のもの			
	外径0.1メートル以上0.15メートル		25円	
	未満のもの			
	外径0.15メートル以上0.2メートル		34円	
	未満のもの			
	外径0.2メートル以上0.3メートル未		50円	
	満のもの			
	外径0.3メートル以上0.4メートル未		67円	
	満のもの			
L	-	I.		

	外径0.4メートル以上0.7メートル未		120円
	満のもの		
	外径0.7メートル以上1メートル未		170円
	満のもの		
	外径1メートル以上のもの		340円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	240円
露店その他	祭礼、縁日その他の催しに際し、一	占用面積1平方	8円
これに類す	時的に設けるもの	メートルにつき	
るもの		1 日	
	その他のもの	占用面積1平方	76円
		メートルにつき	
		1月	
集会、展示	行為のための占有	占用面積1平方	8円
会、興行等		メートルにつき	
		1 目	
	仮設工作物	占用面積1平方	76円
		メートルにつき	
		1月	
標識		1本につき1年	450円
工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1平方	76円
		メートルにつき	
		1月	
その他の行為又は工作物及び施設		その都度町長が定める。	

別表第3の備考第6号中「各年度」を「年度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の幕別町都市公園等条例(以下「改正後の条例」という。)第9条第2項 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可される使用 料について適用し、施行日前に許可された使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に占用の許可を受けた1月以上継続して占用する物件で施行日以後引き 続き占用するものに係る平成26年度以後の年度分の使用料は、改正後の条例の規定 により算定して得た額とする。